

六月例会発表要旨

特集

亡霊の近代文学

【特集の趣旨】

運営委員会

恐怖を扱う文学は、古来より読者を戦慄させると同時に魅了してきた。恐怖は、人間の根源的な感情であるとしばしば言われるが、それは恐怖が時代と無縁であることを意味しない。文学はむしろ、恐怖が特定の歴史状況に条件づけられていることを可視化してきた。文学が描く恐怖の諸相のなかでも、特権的モチーフでありつづけているものは、亡霊であろう。近代文学においても泉鏡花をはじめ、川端康成、そして村上春樹に至るまで、亡霊は多くの文学者たちにとってモチーフでありつづけた。ないはずのものがある(いる)

という事態。それは現在という平穩を攪乱し、人々を恐怖に陥れる。

文学テクストのなかに立ち現れる亡霊たちは、その時代の政治・文化状況とさまざまなつながりをもっていた。たとえば明治期には、伝統的な海の怪異譚であった船幽霊の話がノルマントン号事件と結び付けられ、森鷗外の『鼠坂』では日露戦時の性暴力を背景とする怪異が語られた。戦後では、松谷みよ子の『現代民話考』にアジア・太平洋戦争にまつわる怪談が多く収録されている。また、沖縄を舞台とする目取真俊の小説や、阪神・淡路大震災や東日本大震災以降の震災後文学にも亡霊が登場する。もし、文学の想像力が抑圧や忘却に抵抗するものとして亡霊を描いているのだとすれば、近年注目されている『憑在論』は、埋葬されようとした過去の痕跡を現在の事象

として取り出す概念装置であると位置づけることもできよう。亡霊の憑在が、「現在時間の中で経験される過去」という時制の混乱を指し示すならば、そのような現在に甦る亡霊たちは、私たちがどのような恐怖に陥れるのだろうか。

他方には、感染、増殖、免疫などといった現在進行形の時制をもつ恐怖を伝える文学もある。鈴木光司『リング』のように、無限に反復可能なテクノロジーが生み出す近未来像と、亡霊のモチーフとが重ねられた恐怖は、その映像化とも相まって、当時の読者・視聴者に衝撃を与えた。また小野不由美『残穢』は、死者が出た家に転居した人間にその「穢れ」が次々と感染していく恐怖を描き、亡霊とパンドミックを同義に扱うことで都市空間の問題性を浮き彫りにした。

亡霊モチーフの歴史的条件に注目しながら恐怖の文学的表現を検証し、恐怖の表現に潜む政治性を明らかにしたい。

政治・怪談・女

倉田 容子

「恐怖の文学的表現」は、原初的な信仰や口碑のみならず、宗教思想や時々の制度・規範に応じて作られてきた。現在我々が抱く幽霊のイメージが種々の「専門家」によって制作・脚色された物語の所産であることは、近世文学研究の領域において多方面から明らかにされている。

その怪異の系譜を、近代文学はどの点において継承し、またどのように変化させたのか。政治小説の書き手である宮崎夢柳は、「恐怖の文学的表現」を積極的に取り入れた一人である。代表作「鬼啾啾」(二八八四〜一八八五)では「従来死刑に処せられたる幾百千の虚無党の幽魂」が「啾啾たる哭声」を響かせ、「冤枉の鞭笞」(二八八二)では目を瞞らした「鬻骸」が「此恨今に晴さで置くべきか」と魯西亜政府への恨みを語る。これらには大蘇(月岡)芳年らの挿絵が付され、悲惨な監獄の有り様やテロリストの佳人の姿とともに、おどろ

おどろしい鬻骸や烽火が紙面を飾った。

こうした「幽魂」の表現には二つのルーツが求められてきた。一つは漢文脈であり、いま一つは戯作の文脈である。とくに「恐怖」の側面に光を当てたのは後者の見方であり、夢柳と三遊亭円朝に共通性を見出す飛鳥井雅道は、「江戸以来の内発的近代への指向」(『民権文学の先見性』)を読み取った。だが、土地の信仰を「土人の野蛮蒙昧」と捉える巡遊記「芸郡紀遊」のまなざしや、「絵入自由新聞」や「自由燈」に通底する「愚痴文盲なる下等社会」に「平権主義の苗を植つけ」(桜田百衛「絵入自由新聞此不自由社会に産る」)るという使命感を考慮すれば、こうした見方は再検討の余地があるように思われる。

それでは、怪談の要素はなぜ導入されたのか。またそれは、テロリストの女性像や「赤痢壊血その他の怖ろしき悪病」(「鬼啾啾」)が蔓延する不衛生な監獄の表象とどのように関わっているか。夢柳の描いた「幽魂」の検討を通して、近代における「恐怖の文学的表現」とジェンダーの問題を検討する糸口を探りたい。

死者としての「私」

——戦後の川端康成における「亡霊」の方法——

仁 平 政 人

「私の生涯は(中略)すでに終わったと、今は感ぜられてならない」(『島木健作追悼』、一九四五・一一)——敗戦後に川端康成は、このように自らを「死んだもの」(同前)とし、「亡霊」的な「残生」を生きているとするような発言を繰り返して行っている。こうした発言は多くの場合、川端の「日本(古典)回帰宣言」という文脈で捉えられてきた。だが、本発表で目を向けたのは、こうした発言をある意味で引き継ぐように、戦後の川端の小説においては生と死の錯綜した関わりが繰り返し提示され、また「亡霊」ないし「幽霊」が、作中に多様な形で現れているということだ。すなわち、死者を語り手とし、生者と死者との関係を重層的に問う短編「地獄」(一九五〇年)や、「幽霊トンネル」のエピソードを外枠とし、「生きたままの幽霊のやう」な老

作家との関わりを描く短編「無言」(一九五三年)などのような幽霊譚的な性格をもつ小説が複数発表されているだけでなく、それ以外の小説でも、「亡霊」や「幽霊」にまつわるレトリックが物語内容と深く関わる形ではたびたび導入されている。ここでは、生/死、現実/非現実、現在/過去などの境界はしばしば流動化し、また存在と非在のあいちにあるような事象が不意に到来して、作中の主体に慄きや怯えをもたらししていく。

もちろん、旧制高校時代の習作「ちよ」(一九一九年)において「亡霊」に憑かれる恐怖がモチーフとされ、また大正末から戦前期までの小説では心霊学の知見が多様に活用されていたということも示すように、川端文学において「霊」的なものへの関心は一貫してあったともみられる。だが、戦前までの川端テクストでは、例えば亡霊の出現のようなモチーフは例外的なまでに少ないということも注意されなければならない(それは、川端の心霊学に対する批評的な関わり方とも対応している)。その意味で「亡霊」という問題は、川端文学の戦前・戦後の連続性と切断を問う一つの有効な視角ともなり得よう。

本発表では短編「地獄」の分析を起点として、戦後の川端における「亡霊」の方法的な性格と、その射程について考察することを課題とした。

講演 カタリ論の亡霊論的転回に むけて

——レトリックによる〈亡霊〉への生成
変化

高木 信

本発表では、〈怨霊／御霊／亡霊〉という分類を取り入れる。ジャック・デリダ『マルクスの亡霊たち』(藤原書店 一九九三↓二〇〇七)は、「*Spectres*」で「亡霊」を表している。貨幣や言語のあり方がこの亡霊的なものであるとしても、その〈亡霊〉が象徴界に定位されるときには、亡霊性は抹消されているはずである(でなければ交換もコミュニケーションも不可能なのではないか)。そこで、象徴界に回帰させられる死者を怨霊とし、

共同体や国家に利用されるものと定義した。

出会うことも名指すことさえ不可能な、時間や空間とよってはけっして固定化されない死者(その意味でインターテクスト的でもある)を「亡霊」と定義した(高木信『平家物語—装置としての古典』(春風社 二〇〇八)第三部参照)。

今回は最近模索している(たとえば、高木信「カタリ(語り／騙り)の亡霊論(Hantologie)的転回にむけて、あるいは主体の欲望の生成」(物語研究 第17号)二〇一七)、〈亡霊〉を現実界とし、〈怨霊〉を象徴界とする枠組みのなかで、いかにして不可能な亡霊論的主体が生成しうるのか、そしてそのような〈亡霊〉を語る／亡霊が語るテクストがどのような生成できるのか(あるいはできないのか)を、言説の分析を通して考えていきたい。

出発点としては、一人の人物の声を、シテ・ワキ(ときにはツレも含めて)・地謡、そして見所の観客とで分有しながら、他者へと生成変化していく謡曲に置く。そこにある修辞法もまた、これらの生成変化を起こす流れの一部であることを考察しながら、日本文芸テクストの亡霊論的存在形態がなゆえ可能と

なるのかを見つめたい。

扱うテクストはまだ未定であるが、可能ならば、死者、動物といった非人間的領域にあると近代的理性が考えている（異者）への生成変化を内包する謡曲を素材にできるかと思っている。日本文芸のカタリ（デノテーション）の語り／コノテーション的騙り）、および亡霊論的主体性について考えられたらと思う。

大学院在籍会員の資格期間延長について

二〇一八年五月二六日の総会において、大学院在籍会員の資格期間について審議が行われ、現行の「入会後5年間」を「入会後10年間」と改正することが承認されました（日本近代文学会会則「付則1」）。つきましては、左記のような経過措置を取ることとなりましたので、該当される方は、よろしくお手続きください。

・かつて大学院在籍会員であり、現在一般会員である方のうち、大学院に在籍されている方は、「日本近代文学会大学院在籍会員減額再申請書」を提出してください（申請書は、日本近代文学会のホームページからダウンロードしてください）。大学院に在籍することを証明する書類などの提出は不要です。二〇一九年度より5年間、改めて大学院在籍会員の資格を得ることができます。

・現在大学院在籍会員である会員は、資格期間が5年から10年に自動的に延長されます。改めて申請していただく必要はありません（所属変更があった場合は、必ずご連絡ください）。

・新たに入会される大学院在籍会員は、入会後10年間が資格期間となります。入会時に「日本近代文学会大学院在籍会員会費減額申請書」を提出してください（申請書は、日本近代文学会のホームページからダウンロードしてください）。

大学院在籍会員の申請手続きは、お茶の水学術事業会日本近代文学会係宛てでお願いします。